

合志市学校給食施設厨房機器業者選定公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

合志市の新しい学校給食センターの建設に伴い、厨房機器整備に関する提案を公募し、最も優れた厨房システムの企画案を実施設計に反映させるため、厨房機器業者を選定することを目的として公募型プロポーザルを実施する。

2. プロポーザルの概要

(1) 件名

合志市学校給食施設厨房機器業者選定公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」）

(2) 企画提案内容

別紙「合志市学校給食施設厨房機器業者選定公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

(3) 提案上限額

850,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※厨房機器一式の本体価格と運搬・設置費等諸経費を含み、別途、建物躯体工事で予定する給排水・電気・ガス等器具接続及びフード・ダクト工事等は含まない。

(4) 廉価競争の選定方法

本市設置の「合志市学校給食施設厨房機器業者選定委員会」（以下「選定委員会」）が審査を実施し、企画性、業務遂行能力、機器能力・機能、経済性等を総合的に評価し最優秀提案者を選定する。

3. プロポーザル参加資格

以下の要件をすべて満たす事業者に限る。

- (1) 本市令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登録済みであること。
- (2) 過去3年間に関連法令に違反していないこと。
- (3) 指名停止期間中ではないこと。

- (4) 暴力団等排除要請の対象ではないこと。
- (5) 国税・地方税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法及び民事再生手続中ではないこと。
- (7) 法人格を有し、財務的に安定していること。
- (8) 責任者及び主担当者は一級厨房設備施工技能士資格保有者であること。
- (9) 過去 15 年間、国内で日 3,000 食以上の学校給食施設の厨房機器一括納入実績があること。
- (10) 自社工場所有または正規代理店であること。
- (11) 今回の納品時までに、熊本県内に営業拠点を有し、緊急時に速やかな対応（初動 60 分以内）が可能な体制が整っていること。

4. 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加申込書（別記様式 1）
 - イ 提案者の概要（別記様式 2）及び直近 3 期分の財務諸表、一級厨房設備施工技能士証明書
 - ウ 納入実績に関する契約書写し及び調理能力が確認できる資料
 - エ 最新 3 カ月以内発行の納税証明書（国税及び県、市税の適用を確認）
 - オ 履歴事項全部証明書写し（3 カ月以内発行）
- (2) 基準日
プロポーザル参加申込書提出期限を基準日とする。
- (3) 提出方法
基本、電子データでの提出とする。紙で提出する場合は、正本 1 部を郵送または持参すること、その場合、A4 サイズのフラットファイル綴じ、表紙に件名・業者名を明記。

受付期間：令和7年12月23日（火）～令和8年1月15日（木）17時

（郵送の場合は消印日有効）

提出先：合志市教育部学校教育課学校給食班

提出部数：1部（正本1）

（4）参加資格審査及び通知（別記様式3）

令和8年1月22日（木）に郵送通知。要件未達者には理由記載。

5. 質問書受付

- ・質問は別記様式4にて書面提出（口頭不可）
- ・受付期限：令和8年1月29日（木）17時必着
- ・提出先：FAXまたはメールにて学校給食班宛
- ・回答：令和8年2月5日（木）に参加資格者全員へメール通知

6. 企画提案書の提出

（1）提出期日：令和8年2月6日（金）～2月20日（金）17時必着（土日祝除く）

（2）提出部数：10部（正本1・副本1・審査用8）紙での提出とする。

（3）提出書類概要：A3版フラットファイル綴じ、表紙背見出し・正面に件名・業者名（審査用8部も含む）記載。詳しくは下記。

ア 企画提案内容（A3・5枚以内）

イ 図面（A3・合計40枚以内）、

（厨房機器配置計画図（3D含む）・食材動線図・作業動線・人員配置計画図、作業動線と人員配置計画図は午前と午後、想定所要調理員数も併せて記載すること）

ウ 廚房機器一覧表（A3・10枚以内）、イニシャルコスト・ランニングコスト含む。維持管理費、災害時炊き出し機能提案含む。

エ 配送計画表（A3・2枚以内）

- オ 業務実施体制（A3・4枚以内、実施報告書を踏まえたコスト削減提案含む）
- カ 見積書（厨房機器一式+設置費諸経費の総額、定価及び納入額記載）（消費税及び地方消費税含む）
 - （4）提出方法：持参または郵送
 - （5）提出先：合志市教育部学校教育課学校給食班

7. 留意事項

- （1）失格・無効となる場合：期限超過、虚偽記載、公平性阻害、実施要領違反、その他指示違反等がなされたとき。
- （2）複数提案禁止：同一事業者の複数提案は不可とする。
- （3）提出企画提案書の訂正・差替え・再提出不可とする。
- （4）著作権等取扱い：著作権は応募者に帰属する。必要な公表は市が行う。特許権等の責任は基本的に応募者とする。
- （5）参加辞退は辞退届を提出すること。
- （6）参加に伴う費用は全て参加者負担とする。
- （7）参加申込者が1者のみの場合であっても、選定委員会による選定・審査は行うものとするが、「評価点合計」のうち「評価項目の部」が標準点未満の場合は、失格とする。
- （8）その他：参加申込書提出で実施要領承諾とみなす。企画提案書は返却せず、非公表とする。プロポーザル参加者による情報公開請求があった場合は、合志市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。

8. 最優秀企画提案の選定

- （1）審査：選定委員会にて書類審査し、プレゼンテーション・質疑応答を実施する。提案内容企画性、衛生管理、調理能力、作業効率、環境配慮、経済性などを評価する。
- （2）プレゼンテーション詳細：プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順と

する。企画提案書の説明は30分以内とし、質疑20分以内とする。発表者は5名以内とし、他者傍聴は不可とする。当日の追加資料の配付は不可とする。プレゼンテーション用のパソコンは持参すること。プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

ただし、スクリーン（100インチ）、プロジェクター（HDMI）、延長コード等は合志市が用意する。

（3）審査基準

評価項目の部

評価項目	評価の基準	配点
実施提案コンセプト	安全・安心な給食の提供、食育、食物アレルギー、災害時の対応、環境への配慮等についての実施的な提案コンセプト及び独自提案	10点
配置・運用計画	①厨房機器配置計画 ②作業動線及び人員配置	20点 (①10点②10点)
厨房機器	①厨房機器の調理能力、特徴、機能等 ②光熱水費及び維持管理費（ライフサイクルコスト：厨房機器の更新目安とされる15～20年間を踏まえた、20年後までの更新費用を示すこと）	40点 (①15点②25点)
業務執行体制	①設計及び建設時の協力体制及び方針 ②運用開始以降の体制	30点 (①15点②15点)
	合計	100点

※配点に端数が発生したときには、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

提案価格の部（最低制限価格は設けず、最も安価な見積者が30点満点）

評価項目の部	提案価格の部
技術提案合計点×70	参加者のうちで 最も低い見積額×30
評価点合計 = <hr style="width: 200px; margin-left: 10px; margin-right: 10px; border: 0; border-top: 1px solid black;"/> + <hr style="width: 200px; margin-left: 10px; margin-right: 10px; border: 0; border-top: 1px solid black;"/>	
100	参加者の各々の見積額

（4）最優秀提案者決定：評価項目の部と提案価格の部の合計を基に決定。同点時は

厨房機器の評価が上位の者とし、厨房機器の評価も同点の場合は、選定委員会の審議を行い、上位の提案者を決定する。全提案が標準点未満の場合は、選定なしの場合もあり。

（5）最優秀提案者及び企画提案の扱い

- ・審査結果は、参加者にプロポーザル審査結果通知書にて通知する。審査結果通知前に電話や来訪、電子メール等による問い合わせには応じない。審査内容は非公開とし、審査結果に対する異議の申し立てには、一切、応じない。最優秀提案者は実施設計業者と業務提携合意書を締結し、設計業務に協力し、専門技術・ノウハウ・人材を活用し円滑な設計推進を支援すること（経費は最優秀提案者負担）。企画提案に示された厨房機器は設計図書に原則盛り込む。（別記様式5 業務提携合意書）
- ・最優秀提案者は厨房機器購入契約の優先交渉権を有するものとする。
- ・厨房機器の設置後は操作指導と軽微な補修の教育・指導を一括して担う担当者が実施すること。
- ・試運転及び安定稼働期間（令和11年2月～4月末の約3ヵ月）は担当者が常駐し運転支援を行うこと。
- ・最優秀提案者の辞退または不適格判定時は次点者を最優秀提案者とする。

※予算及び契約議決が前提のため、議決されない場合は本プロポーザル決定事項については無効とし、市は一切の責任を負わない。

9. スケジュール（予定）

- ・参加申込〆切：令和8年1月15日（木）
- ・資格結果通知：令和8年1月22日（木）
- ・質問受付〆切：令和8年1月29日（木）
- ・質問に対する回答：令和8年2月5日（木）
- ・企画提案書等提出：令和8年2月6日（金）～2月20日（金）
- ・第1回選定委員会：令和8年2月26日（木）
- ・審査・プレゼン：令和8年3月18日（水）、19日（木）

※提案者数が4者以上の場合、2日間を設定

- ・審査結果通知：令和8年3月26日（木）

10. 学校給食施設整備スケジュール（予定）

- ・令和7年7月：実施設計業者決定（済）
- ・令和8年9月末：実施設計完了
- ・令和9年1月～3月：工事入札（建築・電気・機械設備含む）
- ・令和9年6月：建設工事着工（令和9年度10ヵ月）
- ・令和10年12月：建設工事しゅん工（令和10年度9ヵ月、2ヵ年合計19ヵ月）
- ・令和10年12月～令和11年2月：開設準備（試運転他）
- ・令和11年3月：稼働予定

11. 契約の締結等

（1）最優秀提案者とは令和8年3月末日までに仮契約締結予定。

その後の市議会議決後に本契約となる予定。（令和8年6月末見込み）

厨房機器の納品時期は、令和10年度を予定とする。契約金額は基本的に仮契約時の見積もり額を上限とするので、あらかじめ厨房機器製造に係る資材の確保を行うこと。
支払い時期は納品後の支払いとする。

（2）予算及び議会議決が前提であり、承認されない場合、本プロポーザル決定事項については無効とし、市は一切の責任を負わない。

（3）契約協議不調時は次順位者と協議する。

（4）契約締結後においても、不正・失格判明時は契約解除可能とする。

12. 書類提出及び問い合わせ先

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140

合志市教育課学校給食班（担当：吉岡）

TEL : 096-248-2366 FAX : 096-248-2377

E-mail : kyoiku@city.koshi.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.koshi.lg.jp>

(別記様式1)

年 月 日

(あて先) 合志市長 荒木 義行

(提出者) 所在地

商号又は名称

代表者

プロポーザル参加申込書

(業務等件名)

令和 年 月 日 付け公告された上記の業務等の公募型プロポーザル方式による事業者の選定について提案書の提出を希望するので、合志市学校給食施設厨房機器業者選定公募型プロポーザル実施要領を確認し、了解のうえ遵守することを約し、関係書類とともに参加申込書を提出します。

(別記様式 2)

令和 年 月 日

提案者の概要

(あて先) 合志市長 荒木 義行

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで募集公告のあった「合志市学校給食施設厨房機器業者選定公募型プロポーザル実施要領」に係る公募型プロポーザルの提案者の概要について、次の書類を添えて申請します。

なお、同実施要領「3 プロポーザル参加資格」に掲げられている事項を満たしていること及び本申請書と添付書類の記述事項が事実と相違ないことを誓約します。

添付書類	様式
・決算/業績等のわかる財務諸表（最新3期分）	任意
・一級厨房設備施工技能士を証する書面	写し可
・過去15年間で、参加資格確認基準日までに、国内の学校給食施設等の大量調理施設（同一メニューを1回に3,000食以上提供する施設）の厨房機器を一括納入した実績を有していることを証する書類（契約書、仕様書等の実績を証明できる書類の写し、施設概要の分かる資料等）	任意
・納税証明書関係	写し可
・商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明） (参加申込書を提出する日から3カ月以内に発行された証明書)	写し可
・会社概要（沿革・組織がわかる書類、パンフレット等可）	任意

※ 様式が定められていない書類については、上表の順に添付してください。

(別記様式3)

年 月 日

様

熊本県合志市竹迫2140番地
合志市長 荒木 義行

プロポーザル参加資格結果通知書

(業務等件名)

令和 年 月 日 付けて参加申込をされた上記の業務等の公募型プロポーザル方式による
事業者の参加資格について、本市による審査の結果、 適当 不適当 とします。

不適当の場合の理由 :

実施要領等に関する質問書

合志市学校給食施設厨房機器業者選定公募型プロポーザルの実施要領等について、次のとおり質問事項がありますので、提出します。

会 社 名	
会 社 所 在 地	
担当者所属・役職	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
ファックス番号	
メールアドレス	

※記入上の注意

- ・同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・質問が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。

	資料名	頁	行目	文言	質問事項
例	実施要領	9	6	〇〇〇	〇〇については△△でしょうか。
1					
2					
3					
4					
5					

(別記様式5)

業務提携合意書

合志市学校給食施設実施設計業者である_____（以下「甲」という。）と合志市学校給食施設厨房機器業者選定公募型プロポーザル最優秀提案者である_____（以下「乙」という。）は、次のとおり業務を提携する。

（目的）

第1条 甲と乙は、合志市学校給食施設実施設計業務を進めるにあたり、甲と乙それぞれの持つ技術、ノウハウ及び人材を活用し受託業務を円滑に遂行するため、業務提携に実施合意する。

学校給食施設における主要な設備は厨房機器ではあるものの、あくまで実施設計業務の全体に反映させるために必要な本業務提携であるため、甲が主導して、調整を行うものとする。

（内容）

第2条 甲と乙は、相互に次の業務に精通した人材を提供するものとする。

- （1）実施設計業務
- （2）厨房機器導入に関するアドバイザー業務
- （3）前2号に附帯する業務

2 甲と乙は、相互に業務遂行に必要な技術やノウハウについて求められた場合は、いつでも提供するものとする。

（発効時期及び失効時期）

第3条 当合意書は、合意書を締結した日から、実施設計業務委託が完了するまでは、解除できない。ただし、乙が優先交渉権を失効した場合は、この限りではない。

（提携事業者の助言・協力）

第4条 甲が設計業務を受託している期間において、甲の受託業務の履行に関する責任に対して、乙は助言・協力するものとする。

2 甲が設計業務を受託している期間において、第2条第2号に定める業務の対価の取扱いについては、乙負担とする。

（権利義務の譲渡の制限）

第5条 本合意に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(合意の解除)

第6条 甲及び乙は、乙が優先交渉権を放棄しない限り、合意を解除することができない。

(業務途中における提携事業者の破産又は解散に対する措置)

第7条 甲及び乙が業務途中において破産又は解散した場合においては、甲及び乙は、提携内容を同じくする新たな提携事業者を速やかに選定し、合志市の承認を得て合意書を結び、合志市に届け出なければならない。

(解除後の契約不適合責任)

第8条 業務委託契約が解除された後においても、当該事業に契約不適合があった場合は、甲と乙は連帶してその責任を負うものとする。

(合意書に定めのない事項)

第9条 この合意書に定めのない事項については、甲と乙の間において定めるものとする。

上記のとおり業務提携に関する実施合意が成立した証拠として本書2通を作成し、それぞれに記名押印のうえ各1通を保有し、写しを合志市学校給食施設実施設計業務に係る書類として、合志市長へ提出する。

令和 年 月 日

甲 (設計者 代表者) 所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名 印

乙 {合志市学校給食施設厨房機器業者選定公募型プロポーザル最優秀提案者}

所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名 印